

令和4年9月1日

保護者 様

今治市立西中学校

校長 小澤 和樹

新型コロナウイルス感染症の対応について(お願い)

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、現在の感染拡大の現況により8月26日から保健・医療の負担を軽減する新たな取組として、「愛媛県陽性者登録センター」(※別添にてお知らせ)の運用が開始されました。これまでも今治市では保健所業務が逼迫しており、学校においては、関係者が罹患していることが確認された場合、保健所が示す一定の基準をもとに

○ 校内で濃厚接触の可能性のある者(対象者)を特定するための調査を行う。

○ 陽性者のリストを作成する。

○ 市教委と協議の上、対象者の決定を行う(状況により保健所と協議をする)。

など、保健所からの要請に基づき、濃厚接触者を特定するための業務を学校が担うようになっています。

つきましては、改めてお子様の健康状態の把握ならびに学校との連携等に関し、特に下記の事項2について、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1 学校への連絡について

○ 発熱・咳などのかぜの症状がみられる場合

発熱、咳、のどの痛み、鼻水、息苦しさ、だるさ、頭痛、下痢などの症状がある、におい、味がしない等、平常と異なる場合は、家庭で休養していただき、かかりつけ医に診ていただく等の対応をお願いします。

○ 医師等の判断でPCR検査等が実施されることとなった場合には、直ちに連絡をお願いします。その後PCR検査等の結果が判明次第、改めて連絡をお願いします。

(ご家族の場合も連絡をお願いします。)

○ お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

○ 同居家族に「受診相談センター」等に相談すべき症状がみられる場合

2 陽性者及び濃厚接触者の療養・待機期間について

(1) お子様が陽性者となった場合

発症日から10日間経過し、症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向)後72時間経過した場合、療養が解除になります。

(2) お子様が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者の待機期間の見直しが行われ、特定された濃厚接触者の待機期間が5日間(6日目解除)に短縮されるとともに2日目及び3日目の抗原定性検査キット(学校内のものは、試験用のため不可)で陰性を確認した場合は、3日目から解除されます。その際には、学校に確認の報告をお願いいたします。